

宅地建物取引士の専任性の考え方の明確化

現状

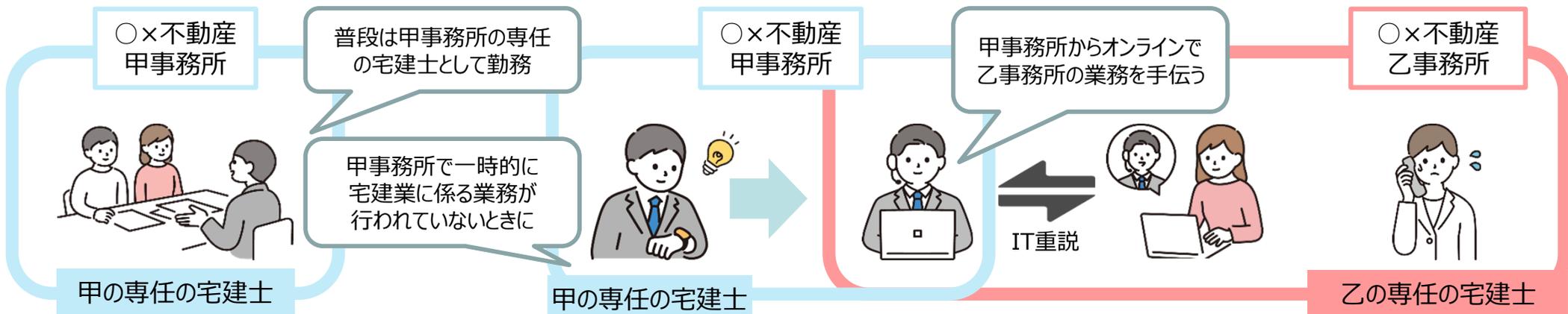
- 宅地建物取引業法に基づき事務所ごとに置かれる**専任の宅地建物取引士**については、令和3年7月の「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正で、**テレワークにより勤務することも可能**とされている。また、近年、IT重説や重要事項説明書の電磁的方法による交付が開始され、オンラインで**離れた場所からの重要事項説明等が可能**となっているところ。
- 一方で、専任の宅地建物取引士が、物理的に離れた他の事務所の業務を行うことができる場合については、現状明確でない。

見直しの内容

- 解釈・運用の考え方を改正し、専任の宅地建物取引士が、ITの活用等により、**事務所において一時的に宅地建物取引業の業務が行われていない間に、同一事業者の他の事務所に係る業務に従事することは差し支えないことを明確化**する。
※当該他の事務所における専任の宅地建物取引士となることは認められない。

【改正前イメージ】

【改正後イメージ】



【解釈・運用の考え方における見直しの方向性】

解釈・運用の考え方における「専任」の定め（本改正箇所に係る規定の概要）	現在	見直し後
事務所等の専任の宅建士が、宅建業以外の業を兼ねる当該事務所等において一時的に宅地建物取引業の業務が行われていない間に、当該事務所等で兼業している他の業に係る業務を行うこと	可能	可能
事務所等の専任の宅建士が、当該事務所において一時的に宅地建物取引業の業務が行われていない間に、ITの活用等により、同一の宅地建物取引業者の他の事務所に係る宅地建物取引業の業務に従事すること	規定なし	可能